

# 国営造成施設緊急整備対策調査実施要領

平成7年4月1日付7構改D第250号

最終改正 令和8年4月7日付7農振第3061号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長

構造改善局長

## 第1 目 的

国営土地改良事業で造成された施設（以下「国営造成施設」という。）のうち、周辺の土地利用の変化や特殊土壌等が原因で、その機能の発揮に支障を来しているものに対して、施設機能維持のために必要な整備補修を緊急に実施するための調査等を行う。

## 第2 調査の対象

本調査は、国営造成施設であって、緊急に整備補修を必要とするもの等を対象とする。ただし、農業水利制御システム（農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステムをいう。）の整備のみを行う場合には、国営造成施設と一体不可分な都道府県営土地改良事業等により造成された施設も対象とする。

## 第3 調査の内容

調査等の内容は、以下のとおりとする。

### 1 施設整備概定調査

施設機能の発揮に支障を来している施設について、国営造成土地改良施設整備事業（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる事業をいう。以下「施設整備事業」という。）による整備補修を行うため、次に掲げる事項について調査する。

#### （1）地域の概要

#### （2）施設機能の現況

##### ① 施設の諸元

##### ② 施設設置箇所とその周辺の状況（社会条件、水利条件、利水条件、土地利用状況、土壌条件等）

##### ③ 施設の支障の状況

#### （3）施設機能の低下の原因及びその低下量

#### （4）施設整備事業実施の必要性、緊急性

##### ① 機能維持可能残年数

施設整備事業が遅延した場合の見込み施設機能維持残年数

② 施設整備事業の実施の必要性、緊急性の判定

機能維持残年数と機能低下要因を勘案した施設整備計画策定の必要性及びその緊急性の程度

2 国営土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）の策定

1の（3）及び（4）の結果、施設整備事業の実施についての緊急性が高くかつ部分的な整備補修により機能発現効果が大きく期待できる施設については、その整備内容及び事業費について精査・検討を行い、国営かんがい排水事業実施要領（平成元年7月7日付け元構改D第533号構造改善局長通知）第15に定める様式（別記様式第7号）により国営土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）を策定する。

3 畑地かんがい施設に関する技術普及対策

畑地かんがい施設について、その機能の発揮に支障を来した際に緊急に適切な対応を行うことができるようにするため、設計、施工、管理にいたる一貫した技術の普及を行う。

**第4 調査実施主体及び委託**

本調査は、地方農政局長（北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）が実施する。

なお、畑地かんがい施設に関する技術普及対策については、関係機関へ委託して実施するものとする。

**第5 調査対象の施設の選定及び調査結果の報告等**

- 1 地方農政局長は、当該年度の予算示達後、速やかに当該年度に調査する地区等を選定し、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興長」という。）に報告するものとする。
- 2 地方農政局長は、毎年度の調査結果を報告書にとりまとめ、3月31日までに農村振興局長に報告するものとする。
- 3 地方農政局長は、施設の調査に当たっては、必要に応じて学識経験者の助言を受けるものとする。